

資料

I 学制改革をめざす教育再生会議提言

(2014・7・3)

(第五次提言)

「今後の学制等の在り方について」

(途中 略)

(2) 小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進する

学校段階間の区切りは、一定の年齢層の子供を同一の方式で教育するという意味がありますが、いじめや不登校が中学校第一学年で急増するなど教育上の様々な課題との関係が指摘されています。一方、地方公共団体における小中一貫教育の取組により、学力向上や中1ギャップの緩和などの効果も報告されています。また、現在の学制の原型が導入された当時に比べ、子供の身体的成长や性的成熟が約2年早期化しているほか、小学校への英語教育の導入をはじめとして学習内容の高度化が進んでいます。

こうしたことから、学校段階間の移行を円滑にするような学校間連携や一貫教育の推進が求められます。また、区切りを一律に変更することについては、これらの取組の進捗状況、その成果や課題等を踏まえた上で、更なる検討を行うことが必要と考えます。

- 国は、小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行うことができる小中一貫教育学校（仮称）を制度化し、9年間の中で教育課程の区分を4—3—2や5—4のように弾力的に設定するなど柔軟かつ効果的な教育を行うことができるようとする。小中一貫教育学校（仮称）の設置を促進するため、国、地方公共団体は、教職員配置、施設整備についての条件整備や、私立学校に対する支援を行う。
- 国は、上記で述べた学校間の連携や一貫教育の成果と課題について、きめ細かく把握・検証するなど、地方公共団体や私立学校における先導的な取組の進捗を踏まえつつ、5—4—3、5—3—4、4—4—4などの新たな学校段階の区切りの在り方について、引き続き検討を行う。

- 学校が地域社会の核として存在感を發揮しつつ、教

育効果を高めていく観点から、国は、学校規模の適正化に向けて指針を示すとともに、地域の実情を適切に踏まえた学校統廃合に対し、教職員配置や施設整備などの財政的な支援において十分な配慮を行う。国及び地方公共団体は、学校統廃合によつて生じた財源の活用等によつて教育環境の充実に努める。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai5_1.pdf

II 中教審答申（2014・12・22）

「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」（目次）

第1章 小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について

- 1 義務教育の目的・目標
- 2 教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応
- 3 発達の早期化等に関わる現象
- 4 いわゆる「中1ギャップ」への対応
- 5 地域コミュニティの核としての学校における社会性育成機能の強化の必要性

第2節 小中一貫教育の現状と課題

1 全体的な状況

2 (1) 教育課程（9年間の連続性確保）

(2) 教育課程（学年段階の区切りの設定）

(3) 教育課程（教育課程の特例の活用）

3 指導方法・指導体制の改善

4 施設の形とマネジメント体制

5 小中一貫教育の取組の成果の状況

6 小中一貫教育の取組に係る課題の状況

7 成果・課題と主要な取組との相互関係

8 現状及び課題の総括

第3節 小中一貫教育の制度化の意義

1 小中一貫教育の効果的な実施

2 設置者の判断による柔軟な取組の選択肢の提供

3 国や都道府県の支援の充実の必要性

4 小中一貫教育に指摘される課題への対応

第4節 小中一貫教育の制度設計の基本的方向性

1 制度化の目的

2 小中一貫教育を行う新たな学校種の創設等

3 就学指定・設置義務との関係

4 課程の区分

5 学習指導要領との関係

6 教育課程の特例

7 教員免許の取扱い

8 教育の機会均等との関係

9 既存の小・中学校等との関係

第5節 小中一貫教育の総合的な推進方策について

1 小中一貫教育の実施に適した教職員体制の構築

2 小中一貫教育に適した施設・設備の整備

3 地域ぐるみで子供たちの9年間の学びを支える仕組み作り

4 モデル事業の実施、好事例の普及

5 小中一貫教育に関する評価等の充実

6 都道府県教育委員会の役割

7 教職員の負担軽減のための工夫

8 9年間の系統性・連続性の強化

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afidfile/2014/12/22/1354193_1_1_.pdf

III 開議決定 (2015・3・17)

(文部科学・財務省)

義務教育学校の前期課程における教育は、心身の発

「学校教育法等の一部を改正する法律案
学校教育法の一部を改正する法律案要綱

第一 学校教育法の一部改正

一 義務教育学校

1 義務教育学校の創設

新たな学校の種類として、義務教育学校を設けること。
(第一条関係)

2 義務教育学校の目的及び目標

義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とし、義務教育学校における教育は、この目的を実現するため、義務教育として行われる普通教育の目標を達成するよう行われるものとすること。
(第49条の2及び第49条の3関係)

3 義務教育学校の修業年限並びに前期課程及び後期課程の区分

義務教育学校の修業年限は、9年とし、前期6年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分すること。
(第49条の4及び第49条の5関係)

4 前期課程及び後期課程の目標

達に応じて、義務教育として行われ普通教育のうち基礎的なものを施す」とを実現するために必要な程度において義務教育として行われる普通教育の目標を達成するよう行われるものとし、義務教育学校の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すこととを実現するため、義務教育として行われる普通教育の目標を達成するよう行われるものとする」と。(第49条の6関係)

5 義務教育学校の教育課程

義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、2及び4に従い、文部科学大臣が定めるものとする」と。(第49条の7関係)

(途中 略)

第五条 教職員免許法の一部改正

一 義務教育学校の教員については、小学校の教育の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならないものとする」と。(第3条関係)
 二 小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭

又は講師となることができるものとする」と。(附則第20項関係)

第六条 施行期日等

一 この法律は、平成28年4月1日から施行する」と。ただし、二の規定は公布の日から施行する」と。(附則第1条関係)

二 義務教育学校の設置のため必要な手続をその他の行為は、この法律に施行前においても行つ」とができない」ととする」と。(附則第2条関係)

(残り略)

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/1356011.htm

IV 小・中学校への就学について

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定について(通知)

(2015.1.27)

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨する

ことを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望されます。

このため、文部科学省ではこれまで、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第41条、第79条及び義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）第4条により、

公立小学校・中学校の学級数の標準や通学距離の条件を示すとともに、「公立小・中学校の統合方策について」（昭和31年11月17日付け文初財503号）、「学校統合の手引」（昭和32年）及び「公立小・中学校の統合について」（昭和48年9月27日付け文初財431号）を発出すること等をもつて、学校規模の適正化や学校の適正配置を適切に推進するよう求めてきたところです。しかしながら近年、家庭及び地域社会における子供の社会性育成機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に頭在化することが懸念されています。

このようなか、公立小学校・中学校の設置者である各市町村においては、それぞれの地域の実情に応じて、

教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していくことが求められています。その際、学校統合により魅力ある学校づくりを行う場合や、小規模校のデメリットの克服を図りつつ学校の存続を選択する場合等の複数の選択があると考えられます。

のことから、文部科学省においては、公立小・中学校の設置者である市町村教育委員会が、学校統合の適否又は小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際や、都道府県教育委員会が、これらの事柄について域内の市町村教育委員会に指導・助言・援助を行う際の、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引／少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて」（以下「手引」という。）を別添の通り策定しました。

各都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会において手引が積極的に活用され、地域の実情に応じた活力ある学校づくりの検討・実施が適切に行われるよう、手引について域内の市町村教育委員

会に遗漏なく周知を行うとともに、手引の6章に記載している都道府県の役割を参考としつつ、市町村教育委員会に対する必要な指導・助言又は援助に取り組まれるようお願いします。また、手引の3章（1）において、学校統合の検討に際して設置者が留意すべき点として、平成26年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）の改正により新設された総合教育会議の活用等を含めた首長部局との緊密な連携について記載している」とを踏まえ、手引について域内の市町村長に対しても周知をお願いします。

各國公私立大学長におかれでは、手引の3章（4）において、学校統合に関する設置者が留意すべき点として、地域の大学等との連携について記載している旨を御了知の上、市町村や都道府県から相談等が寄せられた場合には、地域における知の拠点として、可能な限りの御協力をお願ひします。

なお、本通知及び手引の策定をもつて、「公立小・中学校の統合について」（昭和48年9月27日付け文初財503号）、「学校統合の手引」（昭和32年）及び

「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（章題のみ掲載）は廃止します。

別添1

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（章題のみ掲載）

1章 はじめに／学校規模適正化の背景と本手引の位置付け

2章 適正規模・適性配置について

3章 学校統合に関する留意すべき点

4章 小規模校を存続させる場合の教育の充実

5章 休校した学校の再開

6章 都道府県の指導・助言・援助の在り方
おわりに

http://www.next.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm

（作成・小東由男・所員）